

学認実施要領

平成 25 年 10 月 17 日
学術認証運営委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、国立情報学研究所学術認証運営委員会(以下「委員会」という。)が実施する学術認証フェデレーション「学認」に必要な事項を定める。

(学術認証フェデレーションの概要)

第2条 学術認証フェデレーションは、大学等が他機関との認証連携を実現することを目的として、委員会が別に定める技術仕様と運用基準等に基づき運用されるものである。

(名称)

第3条 学術認証フェデレーションの名称は「学認」とする。アルファベット表記は「GakuNin」とする。

(定義)

第4条 この実施要領では、次の各号に定める用語を用いる。

- 一 Identity Provider: 利用者に関する情報を管理し、認証結果及び属性情報を他機関に提供するためのサーバ(以下「IdP」という。)
- 二 Service Provider: IdP の認証結果及び属性情報を利用して提供されるサーバ(以下「SP」という。)
- 三 学術サービス: 学術研究、教育及びその支援のためのサービス
- 四 メタデータ: 認証連携に必要な IdP や SP の情報が記録されたデータ
- 五 属性情報: IdP 内で管理され SP に提供されうる、利用者に関する情報

(参加機関の資格)

第5条 学認へ参加できる者の資格は、次の各号の一に該当する機関若しくは機関の部局等とする。

- 一 大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関で、IdP または SP を構築しようとする機関
- 二 国公立試験研究機関並びに研究又は研究支援を目的とする独立行政法人及び特殊法人で、IdP または SP を構築しようとする機関
- 三 前第一号から第二号の機関へ学術サービスを提供することを目的として、SP を構築しようとする機関
- 四 前第一号から第三号の機関が提供する学術サービスを利用することを目的として IdP を構築しようとする機関で、フェデレーションへの参加が必要であると委員会が特に認めたもの

(参加の申請)

第6条 学認に参加しようとする者は、所定の参加の手続きにより、委員会に参加の承認を求めな

なければならない。

2 参加の申請は、その機関の長が行うものとする。

(参加の承認)

第7条 委員会は、前条の申請について適当と認めた場合には、これを承認する。

(参加にあたっての遵守事項)

第8条 参加した者は次の各号を遵守しなければならない。

- 一 学認の目的以外に利用しないこと
- 二 本実施要領および別に定める技術運用基準を遵守すること
- 三 他の参加機関に支障を及ぼすような利用を行わないこと
- 四 その他委員会が別に定める事項

(参加体制)

第9条 参加機関は、学認参加のため、IdP または SP ごとに次の各号の者を置くこと。

- 一 運用責任者
- 二 運用担当者

(運用責任者)

第10条 申請者は、当該機関が設置する IdP または SP の管理・運用に責任を負う運用責任者を任命すること。

2 運用責任者は、当該機関に所属する課長職以上もしくは准教授相当以上の者であること。

(運用担当者)

第11条 運用責任者は、IdP または SP の管理・運用に関する業務を担当する運用担当者を任命すること。

2 運用責任者は、運用担当者の業務を分担する複数の運用担当者を任命することができる。

(情報の保護)

第12条 運用責任者は学認で扱う情報、属性情報、メタデータ、証明書の取扱いにおいて、次の各号を遵守すること。

- 一 IdP が提供する個人情報の取扱いに関し、法令の定めによるほか、委員会が別に定める規程等を遵守すること。

(学認からの退会)

第13条 学認を退会しようとする者は、速やかに委員会に届け出るものとする。

(学認参加の一時停止・学認からの除名)

第14条 学認参加申請に虚偽があったと認められる場合、学認の運用妨害、信頼を損ねる行為を行ったと認められる場合、第5条に示す条件に該当しなくなったと認められる場合及び本実施要領を遵守しなかった場合、委員会は当該参加機関に対し、学認参加の一時停止または学認からの除名をすることができる。

(学認の中止)

第15条 委員会は、緊急時のやむを得ない場合の他、次の各号の一に該当する場合、学認を一時中止することができる。一時中止する場合は、可能な限り速やかに、参加機関に連絡するものとする。

- 一 設備の保守または工事のとき。
- 二 災害等の不可抗力のとき。

(調査・協力)

第16条 委員会は、参加した者に対して、利用状況、運用実態、障害時の対応、不正行為に対する情報収集等についての調査・協力を求めることができる。

2 参加したものは、委員会からの調査・協力に対し、誠意を持って対応しなければならない。

(免責)

第17条 委員会は、次の各号の一に該当する場合、責任を負わないものとする。

- 一 学認の利用による、参加機関、運用責任者、運用担当者、利用者に発生する紛争・損害等
- 二 第14条、第15条にかかる損害等

(協議事項)

第18条 この要領に取り決めのない事項について対応の必要が生じた場合、参加機関、委員会ならびに事務局は誠意を持って協議を行い、これを解決するものとする。

(雑則)

第19条 この要領に定めるもののほか、学認の運用に必要な事項については、委員会が定める。

附 則

この要領は、平成26年1月14日から実施する。